

「移転価格事務運営要領」(事務運営指針) 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 3 章 調査 (企業グループ内における役務提供の取扱い) 3-9 (1) 次に掲げる経営、技術、財務又は営業上の活動その他の法人が行う活動が<u>国外関連者に対する役務提供に該当するかどうかは、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものかどうかにより判断する。具体的には、法人が当該活動を行わなかったとした場合に、国外関連者が自ら当該活動と同様の活動を行う必要があると認められるかどうか又は非関連者が他の非関連者から法人が行う活動と内容、時期、期間その他の条件が同様である活動を受けた場合に対価を支払うかどうかにより判断する。</u> イ 企画又は調整 ロ 予算の<u>管理又は財務上の助言</u> ハ 会計、<u>監査</u>、<u>税務</u>又は法務 ニ 債権<u>又は債務の管理又は処理</u> ホ 情報通信システムの運用、保守又は管理 ヘ キャッシュフロー又は支払能力の管理 ト 資金の運用又は調達 チ 利子率又は外国為替レートに係るリスク管理 リ 製造、購買、<u>販売</u>、物流又はマーケティングに係る支援 ヌ 雇用、教育<u>その他の従業員の管理に関する事務</u> ル 広告宣伝 (注) 「<u>法人が行う活動</u>」には、法人が国外関連者の要請に応じて随時<u>活動</u>を行い得るよう<u>定常的に当該活動に必要な人員や設備等を利用可能な状態に維</u>	第 3 章 調査 (企業グループ内における役務<u>の</u>提供の取扱い) 3-9 (1) <u>法人が国外関連者に対し、次に掲げるような経営・財務・業務・事務管理上の活動を行う場合において、当該活動が役務の提供に該当するかどうかは、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものかどうかにより判断する。具体的には、当該国外関連者と同様の状況にある非関連者が他の非関連者からこれと同じ活動を受けた場合に対価を支払うかどうか、又は当該法人が当該活動を行わなかったとした場合に国外関連者自らがこれと同じ活動を行う必要があると認められるかどうかにより判断する。</u> イ 企画又は調整 ロ 予算の<u>作成又は管理</u> ハ 会計、税務又は法務 ニ 債権の<u>管理又は回収</u> ホ 情報通信システムの運用、保守又は管理 ヘ キャッシュフロー又は支払能力の管理 ト 資金の運用又は調達 チ 利子率又は外国為替レートに係るリスク管理 リ 製造、購買、物流又はマーケティングに係る支援 ヌ <u>従業員の雇用、配置又は教育</u> ル <u>従業員の給与、保険等に関する事務</u> ヲ 広告宣伝 (<u>リに掲げるマーケティングに係る支援を除く。</u>) (2) 法人が、<u>国外関連者の要請に応じて随時役務の提供を行い得るよう人員や設備等を利用可能な状態に定常的に維持している場合には、かかる状態を維持して</u>

改正後	改正前
<u>持っている場合が含まれることに留意する。</u> (2) <u>法人が行う活動と非関連者が国外関連者に対して行う活動又は国外関連者が自らのために行う活動との間で、その内容において重複（一時的に生ずるもの及び事実判断の誤りに係るリスクを軽減させるために生ずるものを除く。）がある場合には、当該法人が行う活動は、国外関連者に対する役務提供に該当しない。</u> (3) <u>国外関連者の株主又は出資者としての地位を有する法人（以下(3)において「親会社」という。）が行う活動であって次に掲げるもの（当該活動の準備のために行われる活動を含む。）は、国外関連者に対する役務提供に該当しない。</u> イ <u>親会社が発行している株式の金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場</u> ロ <u>親会社の株主総会の開催、株式の発行その他の親会社に係る組織上の活動であって親会社がその遵守すべき法令に基づいて行うもの</u> ハ <u>親会社による金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書の作成（親会社が有価証券報告書を作成するために親会社としての地位に基づいて行う国外関連者の会計帳簿の監査を含む。）又は親会社による措置法第 66 条の 4 の 4 第 4 項第 1 号に規定する連結財務諸表の作成その他の親会社がその遵守すべき法令に基づいて行う書類の作成</u> ニ <u>親会社が国外関連者に係る株式又は出資の持分を取得するために行う資金調達</u> ホ <u>親会社が当該親会社の株主その他の投資家に向けて行う広報</u> ヘ <u>親会社による国別報告事項に係る記録の作成その他の親会社がその遵守すべき租税に関する法令に基づいて行う活動</u>	<u>いること自体が役務の提供に該当することに留意する。</u> (3) <u>法人が国外関連者に対し行う(1)の活動が、役務の提供に該当するかどうかを検討するに当たり、次に掲げる活動は国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものではないことに留意する。</u> イ <u>法人が国外関連者に対し、非関連者が当該国外関連者に行う役務の提供又は当該国外関連者が自らのために行う(1)の活動と重複する活動を行う場合における当該重複する活動（ただし、その重複が一時的であると認められる場合、又は当該重複する活動が事業判断の誤りに係るリスクを減少させるために手続上重複して行われるチェック等であると認められる場合を除く。）</u> ロ <u>国外関連者に対し株主としての地位を有する法人が、専ら自らのために行う株主としての法令上の権利の行使又は義務の履行に係る活動（以下「株主活動」という。）で、例えば次に掲げるもの</u> (イ) <u>親会社が実施する株主総会の開催や株式の発行など、親会社が遵守すべき法令に基づいて行う活動</u> (ロ) <u>親会社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動</u>

改正後	改正前
<u>ト 親会社が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 348 条第 3 項第 4 号に基づいて行う企業集団の業務の適正を確保するための必要な体制の整備その他のコーポレート・ガバナンスに関する活動</u> <u>チ その他親会社が専ら自らのために行う国外関連者の株主又は出資者としての活動</u> (注) 1 <u>例えば、親会社が国外関連者に対して行う特定の業務に係る企画、緊急時の管理若しくは技術的助言又は日々の経営に関する助言は、イからチまでに掲げる活動には該当しないことから、これらが(1)に定めるとおり当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものである場合（(2)に該当する場合を除く。2において同じ。）には、国外関連者に対する役務提供に該当する。</u> 2 <u>親会社が国外関連者に対する投資の保全を目的として行う活動についても、(1)に定めるとおり当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものである場合には、国外関連者に対する役務提供に該当する。</u> (4) <u>国外関連者が行う活動が法人に対する役務提供に該当するかどうかについては、(1)及び(2)と同様の方法により判断する。また、法人の株主又は出資者としての地位を有する国外関連者が行う活動が当該法人に対する役務提供に該当するかどうかについては、(3)と同様の方法により判断する。</u> (5) <u>法人が国外関連者に対し支払うべき役務提供に係る対価の額の妥当性を検討するため、当該法人に対し、当該役務提供の内容等が記載された書類の提示又は提出を求めることとする。この場合において、当該役務提供の実態が確認できないときは、措置法第 66 条の 4 第 3 項の規定の適用について検討することに留意する。</u> (注) <u>「役務提供の内容等が記載された書類」には、例えば、帳簿や役務提供を行う際に作成した契約書が該当する。</u>	(注) <u>親会社が子会社等に対して行う特定の業務に係る企画、緊急時の管理、技術的助言、日々の経営に関する支援等は、株主としての地位を有する者が専ら株主として自らのために行うものとは認められないことから、株主活動には該当しない。</u> <u>また、親会社が子会社等に対する投資の保全を目的として行う活動で、かつ、当該子会社等にとって経済的又は商業的価値を有するものは役務の提供に該当する。</u> (4) <u>(1)から(3)までの取扱いは、国外関連者が法人に対して行う活動について準用する。</u> (5) <u>法人が国外関連者に対し支払うべき役務の提供に係る対価の額の適否の検討に際して、当該法人に対し、当該国外関連者から受けた役務の内容等が記載された書類（帳簿その他の資料を含む。）の提示又は提出を求める。この場合において、当該役務の提供に係る実態等が確認できないときは、措置法第 66 条の 4 第 3 項等の規定の適用について検討することに留意する。</u>

改正後	改正前
<u>(企業グループ内における役務提供に係る独立企業間価格の検討)</u> 3-10 <u>(1) 法人と国外関連者との間で行われた役務提供が次に掲げる要件の全てを満たす場合には、その対価の額を独立企業間価格として取り扱う。</u> <u>イ 当該役務提供が支援的な性質のものであり、当該法人及び国外関連者が属する企業グループの中核的事業活動に直接関連しないこと。</u> <u>ロ 当該役務提供において、当該法人又は国外関連者が保有し、又は他の者から使用許諾を受けた無形資産を使用していないこと。</u> <u>ハ 当該役務提供において、当該役務提供を行う当該法人又は国外関連者が、重要なリスクの引受け若しくは管理又は創出を行っていないこと。</u> <u>ニ 当該役務提供の内容が次に掲げる業務のいずれにも該当しないこと。</u> <u>(イ) 研究開発</u> <u>(ロ) 製造、販売、原材料の購入、物流又はマーケティング</u> <u>(ハ) 金融、保険又は再保険</u> <u>(ニ) 天然資源の採掘、探査又は加工</u> <u>ホ 当該役務提供と同種の内容の役務提供が非関連者との間で行われていないこと。</u> <u>ヘ 当該役務提供を含む当該法人及び国外関連者が属する企業グループ内で行われた全ての役務提供（イからホまでに掲げる要件を満たしたものに限る。）をその内容に応じて区分をし、当該区分ごとに、役務提供に係る総原価の額を従事者の従事割合、資産の使用割合その他の合理的な方法により当該役務提供を受けた者に配分した金額に、当該金額に 100 分の 5 を乗じた額を加算した金額をもって当該役務提供の対価の額としていること。</u> <u>なお、役務提供に係る総原価の額には、原則として、当該役務提供に関連する直接費の額のみならず、合理的な配賦基準によって計算された担当部門及び補助部門における一般管理費等の間接費の額も含まれることに留意する（以下</u>	<u>(原価基準法に準ずる方法と同等の方法による役務提供取引の検討)</u> 3-10

改正後	改正前
<u>3－10において同じ。）。</u> <u>(注) 法人が国外関連者に対して行った役務提供が、当該法人が自己のために行う業務と一体として行われた場合には、への定め適用に当たり当該業務を当該役務提供に含めた上で役務提供の対価の額を算定する必要があることに留意する。国外関連者が法人に対して役務提供を行った場合についても、同様とする。</u> <u>ト 当該役務提供に当たり、当該法人が次に掲げる書類を作成し、又は当該法人と同一の企業グループに属する者から取得し、保存していること。</u> <u>(イ) 当該役務提供を行った者及び当該役務提供を受けた者の名称及び所在地を記載した書類</u> <u>(ロ) 当該役務提供がイからへまでに掲げる要件の全てを満たしていることを確認できる書類</u> <u>(ハ) へに定めるそれぞれの役務提供の内容を説明した書類</u> <u>(ニ) 当該法人が実際に当該役務提供を行ったこと又は当該役務提供を受けたことを確認できる書類</u> <u>(ホ) へに定める総原価の額の配分に当たって用いた方法及び当該方法を用いることが合理的であると判断した理由を説明した書類</u> <u>(ヘ) 当該役務提供に係る契約書又は契約の内容を記載した書類</u> <u>(ト) 当該役務提供において当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の明細及び計算過程を記載した書類</u> <u>(2) 法人と国外関連者との間で行われた役務提供（(1)の定めにより、その対価の額を独立企業間価格として取り扱うものを除く。）のうち、当該法人又は国外関連者の本来の業務に付随して行われたものについて調査を行う場合には、必要に応じ、当該役務提供に係る総原価の額を独立企業間価格とする原価基準法に準ずる方法と同等の方法又は取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法の</u>	<u>(1) 法人が国外関連者との間で行う役務提供のうち、当該法人又は当該国外関連者の本来の業務に付随した役務提供について調査を行う場合には、必要に応じ、当該役務提供の総原価の額を独立企業間価格とする原価基準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討する。</u>

改正後	改正前
適用について検討する。 この場合において、「<u>本来の業務に付随して行われたもの</u>」とは、例えば、海外子会社から製品を輸入している法人が当該海外子会社の製造設備に対して行う技術指導のように役務提供を主たる事業としていない法人又は国外関連者が、本来の業務に付随して又はこれに関連して<u>行った</u>役務提供をいう。 (注) 「<u>本来の業務に付随して行われたもの</u>」に該当するかどうかは、原則として、役務提供の目的等により判断するのであるが、次に掲げる場合には、本文の取扱いは適用しない。 1. 当該役務提供に要した費用の<u>額</u>が、当該法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の<u>総額</u>の相当部分を占める場合 2. 当該法人又は国外関連者が当該役務提供を行う際に無形資産を使用した場合 3. その他当該役務提供の総原価の額を当該役務提供の対価の額とする<u>ことが相当ではないと認められる場合</u> (3) 法人と国外関連者との間で<u>行われた</u>役務提供（(1)の定めにより、その対価の額を独立企業間価格として取り扱うもの及び(2)に定める本来の業務に付随して行われたものを除く。）について調査を行う場合において、当該役務提供が次に掲げる要件の全てを満たしているときは、必要に応じ、<u>(2)に定める</u>方法の適用について検討する。 イ <u>当該役務提供が(1)イからホまでに掲げる要件の全てを満たしていること。</u>	この場合において、本来の業務に付随した<u>役務提供</u>とは、例えば、海外子会社から製品を輸入している法人が当該海外子会社の製造設備に対して行う技術指導等、<u>役務提供</u>を主たる事業としていない法人又は国外関連者が、本来の業務に付随して又はこれに関連して<u>行う</u>役務提供をいう。<u>また、役務提供に係る総原価には、原則として、当該役務提供に関連する直接費のみならず、合理的な配賦基準によって計算された担当部門及び補助部門の一般管理費等間接費まで含まれることに留意する。</u> (注) 本来の業務に付随した<u>役務提供</u>に該当するかどうかは、原則として、当該役務提供の目的等により判断するのであるが、次に掲げる場合には、本文の取扱いは適用しない。 イ 役務提供に要した費用が、法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の<u>額</u>の相当部分を占める場合 ロ 役務提供を行う際に無形資産を使用する場合等当該役務提供の対価の<u>額を当該役務提供の総原価とすることが相当ではないと認められる場合</u> (2) 法人が<u>国外関連者との間で</u>行う(1)以外の<u>役務提供</u>について調査を行う場合において、当該役務提供が次に掲げる要件の全てを満たしているときは、必要に応じ、<u>(1)と同様の</u>方法の適用について検討する。 イ <u>役務の内容が次に掲げる業務のいずれかに該当すること。</u> (イ) <u>予算の作成又は管理</u> (ロ) <u>会計、税務又は法務</u> (ハ) <u>債権の管理又は回収</u>

改正後	改正前
ロ 当該役務提供が<u>当該法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないこと。</u> ハ 当該役務提供に係る総原価の額が、当該役務提供に係る従事者の従事割合、資産の使用割合<u>その他の合理的な方法により当該役務提供を受けた者に配分されていること。</u> (注) 次に掲げる場合には、本文の取扱いは適用しない。 1 当該役務提供に要した費用の額が、当該法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の総額の相当部分を占める場合 2 <u>その他当該役務提供の総原価の額を当該役務提供の対価の額とすることが相当ではないと認められる場合</u>	(ニ) <u>情報通信システムの運用、保守又は管理</u> (ホ) <u>キャッシュフロー又は支払能力の管理</u> (ヘ) <u>資金の運用又は調達（事務処理上の手続に限る。）</u> (ト) <u>従業員の雇用、配置又は教育</u> (チ) <u>従業員の給与、保険等に関する事務</u> (リ) <u>広告宣伝（３－９(1)りに掲げるマーケティングに係る支援を除く。）</u> (ヌ) <u>その他一般事務管理</u> ロ 当該役務提供が法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないこと。 ハ <u>当該役務提供に要した費用が法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占めていないこと。</u> ニ <u>当該役務提供を行う際に自己の無形資産を使用していないこと。</u> ホ 当該役務提供に関連する直接費及び間接費の計算が、当該役務提供に係る従事者の従事割合や使用資産の使用割合等、合理的な配分割合によっていること。
(事前確認の申出との関係) 3－22 (1) <u>法人が事前確認を受けようとする事業年度（以下３－22 において「確認対象事業年度」という。）の前の各事業年度について調査が行われている間に、当該法人が事前確認の申出を行ったとしても、当該調査は中断されない。</u> (2) <u>法人が事前確認の申出を行ったとしても、確認対象事業年度の前の事業年度に</u>	(事前確認の申出との関係) 3－22 (1) <u>調査は、事前確認の申出により中断されない。</u>

改正後	改正前
<u>係る調査の開始は妨げられない。</u> (3) <u>事前確認に係る手続が行われている間は、確認対象事業年度に係る申告の内容（当該事前確認を受けようとする国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等に限る。）については調査を行わない。</u> (4) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）は使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。	(2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行う法人（以下「確認申出法人」という。）から事前確認審査のために収受した資料（事実に関するものを除く。）を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出法人の同意があるときは、この限りではない。
第5章 国外移転所得金額等の取扱い	第5章 国外移転所得金額等の取扱い
（対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い） 5－3 相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法人が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、租税条約等実施特例法第7条第1項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した「対応的調整に伴う返還に関する届出書」を別紙様式7により作成し、これを法人の納税地を所轄する税務署長（調査課所管法人（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年大蔵省令第49号）により調査課が所管する法人をいう。以下同じ。）にあつては、国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）。以下「所轄税務署長」という。）に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。 イ～ト （省 略） （注） （省 略）	（対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い） 5－3 相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法人が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、租税条約等実施特例法第7条第1項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面（「対応的調整に伴う返還に関する届出書」（別紙様式7））を所轄税務署長（調査課所管法人（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令（昭和24年大蔵省令第49号）により調査課が所管する法人をいう。以下同じ。）にあつては、所轄国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。）に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。 イ～ト （同 左） （注） （同 左）
第6章 事前確認	第6章 事前確認
（事前確認の方針）	（事前確認の方針）

改正後	改正前
6－1 事前確認については、移転価格税制<u>の適用</u>に係る法人の予測可能性を確保し、当該税制の適正かつ円滑な執行を図るため、我が国の課税権の確保に十分配慮しつつ、事案の複雑性<u>や困難性</u>に応じたメリハリのある<u>事前確認審査</u>を<u>的確かつ迅速</u>に行う。また、事前確認に係る手続の利便性<u>の</u>向上及び迅速化を図るため、事前相談に<u>的確</u>に対応する。	6－1 事前確認<u>審査</u>については、移転価格税制に係る法人の予測可能性を確保し、当該税制の適正・円滑な執行を図るため、我が国の課税権の確保に十分配慮しつつ、事案の複雑性・困難性に応じたメリハリのある<u>審査</u>を<u>的確・迅速</u>に行う。また、事前確認に係る手続の利便性向上及び迅速化を図るため、事前相談に<u>的確</u>に対応する。
(事前確認の申出) 6－2 (1) <u>法人から事前確認の申出が行われた場合には、所轄税務署長は、これを収受する。</u> <u>なお、事前確認の申出を行おうとする法人が事前相談を行っていない場合には、所轄税務署長は当該法人に対して、事前相談を行った上で事前確認の申出を行うよう指導する。</u> (2) 事前確認の申出は、<u>法人が事前確認を受けようとする事業年度（以下「確認対象事業年度」という。）のうち最初の事業年度の開始の日までに、国外関連者の所在する国又は地域の別に、</u>確認対象事業年度、事前確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」という。）、確認対象取引に係る国外関連者及び確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等を<u>記載した</u>「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」（以下「確認申出書」という。）<u>を別紙様式 2 により作成し、これを所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</u> (注) 確認対象事業年度のうち最初の事業年度<u>の</u>開始の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」という。）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令（<u>昭和 37 年政令第 135 号</u>）第 2 条第 2 項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。 (3) （省 略）	(事前確認の申出) 6－2 (1) <u>法人の納税地の所轄税務署長は、法人からその国外関連取引の独立企業間価格の算定方法等に係る事前確認の申出がなされた場合には、これを収受する。</u> (2) 事前確認の申出は、事前確認を受けようとする事業年度（以下「確認対象事業年度」という。）のうち最初の事業年度開始の日までに、確認対象事業年度、事前確認を受けようとする国外関連取引（以下「確認対象取引」という。）、確認対象取引に係る国外関連者及び確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等を<u>その国外関連者の所在する国又は地域ごとに</u>「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」（<u>別紙様式 2。</u>以下「確認申出書」という。）<u>に記載して、当該確認申出書を所轄税務署長に提出することにより行うものとする。</u> (注) 確認対象事業年度のうち最初の事業年度開始の日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）（以下「祝日法」という。）に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第 2 条第 2 項（期限の特例）に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。 (3) （同 左）
(資料の添付)	(資料の添付)

改正後	改正前
6－3 (1) 所轄税務署長は、<u>事前確認の申出を行った法人（以下「確認申出法人」という。）</u>に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付する<u>こと及び当該資料に誤り又は変更があった場合には、速やかに局担当課に連絡することを求める。</u> イ～ル （省 略） (注) （省 略） (2) <u>確認申出法人が、明らかに、(1)イからルまでに掲げる資料の添付を行っていない場合には、所轄税務署長は、当該確認申出法人に対して、速やかに、当該資料を提出することを求める。</u>	6－3 (1) 所轄税務署長は、<u>確認申出法人</u>に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付する<u>よう求める。</u> イ～ル （同 左） (注) （同 左） (2) <u>確認申出法人が確認申出書に(1)に掲げる資料の添付を怠った場合には、6－15(4)及び6－15(5)の取扱いに基づき事前確認できない旨の通知を行うのであるが、(1)に掲げる資料の一部につき添付がなかったことについて相当の理由があると認められるときは、局担当課の判断により、当該資料の作成等に通常要すると認められる期間を限度として当該通知を行わないことができる。この場合において、局担当課は、当該確認申出法人に対し当該期間を明示するとともに、その間事前確認審査を保留するかどうかについて説明する。</u>
(確認申出書の送付等) 6－6 署法人課税部門は、收受した確認申出書2部（確認申出法人が相互協議を伴う<u>事前確認</u>を求めている場合には3部）を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部（確認申出法人が相互協議を伴う<u>事前確認</u>を求めている場合には2部）を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調査課は、確認申出法人が相互協議を伴う<u>事前確認</u>を求めている場合には、收受した確認申出書1部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、確認申出法人が相互協議を伴う<u>事前確認</u>を求めている場合には、送付された当該確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。	(確認申出書の送付等) 6－6 署法人課税部門は、收受した確認申出書2部（確認申出法人が相互協議を求めている場合には3部）を速やかに局法人課税課に送付し、局法人課税課は、うち1部（確認申出法人が相互協議を求めている場合には2部）を速やかに国税庁課税部法人課税課に送付する。局調査課は、確認申出法人が相互協議を求めている場合には、收受した確認申出書1部を速やかに国税庁調査査察部調査課に送付する。庁担当課は、確認申出法人が相互協議を求めている場合には、送付された当該確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。
(事前相談) 6－10 (1) <u>事前相談は、事前確認の申出を行おうとする法人が確認申出書及び6－3(1)イからルまでの資料を作成することに資するものであり、かつ、当該法人が行お</u>	(事前相談) 6－10 (1) <u>局担当課は、法人から事前相談があった場合には、これに応ずる。この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談</u>

改正後	改正前
<u>うとする事前確認の申出の内容を税務当局が適切に理解し、効率的かつ迅速に審査を行うことに資するものであることを踏まえ、局担当課はこれに的確に対応する。庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る事前相談にあつては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。）は、局担当課からの連絡を受け、これに加わることができる。</u> <u>(注) 確認対象事業年度の前の事業年度において、確認対象取引と同様の国外関連取引がある場合において、当該国外関連取引に関して移転価格税制の適用に係る調査が行われているときは、当該調査の終了前においても事前相談に応ずるが、当該調査の終了後において改めて事前確認の申出の内容に係る修正の可否について相談に応ずる。</u> (2) 局担当課（事前相談に加わる庁担当課を含む。以下(3)において同じ。）は次の点に留意して事前相談に応ずる。 イ <u>事前確認の申出を行おうとする法人に対して、確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談の際に十分に説明すること。</u> ロ <u>法人が行おうとする事前確認の申出に係る国外関連取引の内容を的確に把握するとともに、当該法人に対して、当該事前確認の申出に当たって必要な情報の提供に努めること。</u> (3) 局担当課は、<u>事前確認の申出</u>を行おうとする法人が提出した資料の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、<u>局担当課が、法人に対して、事前相談に先立って事前相談を行うに当たり必要と認められる資料の提出を求めた場合において、当該資料が事前相談の際に提出されないときは、事前相談に適切に応ずることができない旨を説明す</u>	にあつては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。) は、<u>原則として、これに加わる。</u> (2) <u>事前相談は、事前確認の可否を検討する法人と税務当局の双方が申出について基本的な理解を共有するためのものであり、この事前相談によって法人における効率的な必要資料の作成及び申出後の事前確認審査の円滑化・迅速化に資するものであることを踏まえ、局担当課（事前相談に加わる庁担当課を含む。以下(3)において同じ。）は次の点に留意して相談に応ずる。</u> イ 確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限その他事前確認に係る手続に必要な事項を事前相談時に十分に説明する。 ロ <u>事前相談の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うかどうか又はどのような申出を行うかについて当該法人が適切に判断するために必要な情報の提供に努める。</u> (3) 局担当課は、<u>相談</u>を行おうとする法人が<u>提示又は提出</u>した資料の範囲内で事前相談に応ずる。 なお、<u>事前相談の内容に応じ、必要な資料の提示又は提出がない場合には、当該法人に対し十分な相談に応ずることができない旨を説明する。</u> <u>また、例えば、事前相談の内容が6－14(1)イに掲げる場合には、当該法人に対</u>

改正後	改正前
る。 <u>(4) 法人が行おうとする事前確認の申出の内容が次のイからハまでに掲げる場合に該当すると認められるときは、局担当課は、当該法人に対して、それぞれイからハまでに定める事項を説明する。</u> <u>イ 6－14(1)イ、ハ、ニ又はへに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認を行うことができない旨</u> <u>ロ 6－14(2)イ、ロ、ホ、ヘ又はトに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても事前確認に係る手続を保留する旨</u> <u>ハ 6－15(2)ハに掲げる場合 当該事前確認の申出を行っても6－15(2)に定めるところにより取り扱う旨</u> (削 除)	<u>し、その内容に修正等がない限り事前確認の申出を行っても事前確認ができない旨を説明する。</u> <u>(4) (1)の事前相談において、6－3(1)に掲げる資料の添付に係る相談があり、確認申出書の提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当の理由があると認められる場合には、6－3(2)の取扱いに準じて取り扱う。</u>
(事前確認審査) 6－11 (1) 局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性や困難性に応じたメリハリのある事前確認審査を行い、的確かつ迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。 なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出法人の協力が不可欠であることから、確認申出法人に対しその旨を説明し、理解を求める。 (2) (省 略) <u>(3) 局担当課は、確認申出書に6－3(1)イからルまでに掲げる資料の添付がなかったことについて、相当の理由があると認める場合には、確認申出法人に対して、当該資料の提出に通常要する日数を勘案して、45日を超えない範囲内で提出期限を設定し、当該資料の提出を求める。</u>	(事前確認審査) 6－11 (1) 局担当課は、速やかに当該申出に係る事前確認審査に着手し、事案の複雑性・困難性に応じたメリハリのある事前確認審査を行い、的確・迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。 なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出法人の協力が不可欠であることから、確認申出法人に対しその旨を説明し、理解を求める。 (2) (同 左)

改正後	改正前
<u>(4)</u> 局担当課は、事前確認審査のため、6－3 (1) <u>イからルまでに掲げるもの</u>以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出法人に対し<u>て</u>その旨を説明し、当該資料の提出を求める。 なお、<u>局担当課は、確認申出法人に対して当該資料の提出を求める場合には、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、45 日を超えない範囲内で当該資料の提出期限を設定する。</u> <u>(注) 局担当課は、確認申出法人から提出された資料が不正確な情報に基づき作成されたものであると判断した場合には、速やかに、当該確認申出法人に対して、正確な情報に基づき作成した資料を提出するよう求める。</u> <u>(5)・(6)</u> (省 略)	<u>(3)</u> 局担当課は、事前確認審査のため、6－3 (1)に掲げる<u>資料</u>以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出法人に対しその旨を説明し、当該資料の提出を求める。 なお、<u>事前確認審査の迅速化の観点から、局担当課は、当該資料の提出を求めるときは、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、当該資料の提出期限を設定する。</u> <u>(4)・(5)</u> (同 左)
(事前確認に係る相互協議) 6－12 (1) (省 略) (2) 局担当課は、法人又は<u>その</u>国外関連者が<u>当該</u>国外関連者の<u>所在する国又は地域の</u>税務当局に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。	(事前確認に係る相互協議) 6－12 (1) (同 左) (2) 局担当課は、法人又は<u>当該</u>国外関連者が<u>外国</u>税務当局に事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出を行っていることを把握した場合には、当該法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨する。
(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 6－13 (1) (省 略) (2) 確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合において、局担当課は、事前確認審査を<u>終了</u>したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認審査の結果</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて局担当課に連絡する。	(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡) 6－13 (1) (同 左) (2) 確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合において、局担当課は、事前確認審査を了したときは、庁担当課を通じて<u>事前確認の申出に対する意見</u>を庁相互協議室に連絡する。 また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を通じて局担当課に連絡する。

改正後	改正前
(事前確認を行うこと又は事前確認審査を開始することが適当でない場合) 6-14 事前確認審査に当たっては、移転価格税制の適正かつ円滑な執行を図る観点から、次の(1)又は(2)に定めるところにより適切に対応することに留意する。 (1) 次に掲げる場合に該当することにより、確認申出法人が行った事前確認の申出について、事前確認を行うことが適当でないと認める場合には、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあつては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、確認申出法人に対して、事前確認を行うことができない旨を説明する。 イ （省 略） ロ 確認申出法人が、事前確認審査に必要な情報を6-11 (3) 又は(4)により局担当課が設定した期限までに提出しないことその他の当該確認申出法人から協力が得られない事情により、事前確認審査に支障が生じている場合 ハ 事前確認の申出が、過去に行われた事前確認の申出であつてイからへまでに掲げる場合に該当することにより事前確認を行うことができないこととされたものとその内容において同一であると認められる場合 (注) 1 「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、確認対象取引、確認対象取引に係る国外関連者及び確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等が、確認対象事業年度のうち3事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。 2 事前確認の申出のうち過去に事前確認を行うことができないこととされた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認の申出を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出法人から聴取する。この場合において、局担当課は、確認申出法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出法人に対して取下書の提出を求めた上で6-	(事前確認を行うことが適当でない場合) 6-14 事前確認審査に当たっては、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、次の(1)又は(2)に定めるところにより適切に対応することに留意する。 (1) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあつては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。）と協議の上、確認申出法人に対して申出の修正等を求め、当該確認申出法人がこれに応じないときは事前確認できない旨を当該確認申出法人に説明する。 イ （同 左） ロ 確認申出法人が、事前確認審査に必要な情報を提供しない等、当該確認申出法人から協力が得られないことにより、事前確認審査に支障が生じている場合

改正後	改正前
<u>9に定める処理を行い、当該確認申出法人が事前確認を求めるときは、6－15(1)から(3)までに定める処理を行う。</u> ニ <u>確認対象取引が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがある場合</u> ホ <u>6－15(2)に定めるところにより、局担当課が、確認申出法人から事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取した日の翌日から3か月を経過する日までに、当該確認申出法人からの回答がなかった場合</u> ヘ <u>その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合</u> (注) <u>「その他事前確認を行うことが適当でないと認められる場合」とは、例えば、事前確認審査において把握した事実に基づき、確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められないことが明らかになったにもかかわらず、確認申出法人が事前確認の申出の修正に応じない場合、事前確認の申出及びその取下げを繰り返す場合などが該当する。</u> (2) <u>次に掲げる場合に該当することにより、確認申出法人が行った事前確認の申出に係る事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと局担当課が判断した場合には、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、当該確認申出法人に対して、事前確認審査を開始し、又は再開することが適当であると判断するまでの間、当該事前確認の申出に係る事前確認の手続を保留する旨を説明する。なお、ニに該当する場合には、6－15(2)ロに該当することになる場合があることについても併せて説明することに留意する。</u> イ <u>確認申出法人から、移転価格税制に基づく更正等に係る国外関連取引と同様の国外関連取引を確認対象とする申出が行われている場合において、当該更正等に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき</u>	(2) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課と協議の上、確認申出法人に対し、事前確認審査を開始又は再開できる時期が到来するまでの間、当該事前確認に係る手続を保留する旨を説明する。</u> イ <u>確認申出法人から、移転価格税制に基づく更正等に係る国外関連取引と同様の国外関連取引を確認対象とする申出がなされている場合において、当該更正等に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決の確定を待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき</u>

改正後	改正前
ロ 確認申出法人から、確認対象取引以外の国外関連取引に係る事前確認の申出及び相互協議の申立てが<u>行われている</u>場合において、当該相互協議の合意を待って当該確認対象取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ハ 6－3(1)トに定める資料によっては、<u>事業活動の実態を把握できず、確認対象取引の確認対象事業年度における実績を踏まえて事前確認審査を行う必要があると認められる場合</u> ニ <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じて、当該事前確認の申出に係る国外関連者がその所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって收受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、当該事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって收受された旨又は收受される見込みとなった旨の連絡を受けてから事前確認審査を行うことが適当であると認められる場合</u> ホ <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、庁相互協議室から庁担当課を通じて、事前確認審査を終了したとしても、当分の間、相互協議が行われることが見込まれない旨の連絡を受けた場合（ニに該当する場合を除く。）</u> ヘ <u>確認対象事業年度の前の事業年度において、確認対象取引と同様の国外関連取引に対し移転価格税制の適用に係る調査が行われている場合</u> ト <u>その他事前確認審査を開始し、又は継続することが適当でないと認められる場合</u>	ロ 確認申出法人から、確認対象取引以外の国外関連取引に係る事前確認の申出及び相互協議の申立てが<u>なされている</u>場合において、当該相互協議の合意を待って当該確認対象取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき ハ 6－3(1)ト<u>括弧書に定める将来の事業計画、事業予測の資料等のみでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象取引に係る取引実績が得られるのを待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき</u>
(事前確認の通知) 6－15 (1) 相互協議を伴う事前確認の申出について、<u>局担当課は、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立した旨の通知を受けた場合には、必要に応じ、確認申出法人から事前確認の申出の修正を受けた上で、速やかに、事前確認</u>	(事前確認<u>審査の結果</u>の通知) 6－15 (1) <u>局担当課は、相互協議を伴う事前確認の申出につ</u>き、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意<u>結果について</u>通知を受けた場合には、<u>当該合意結果に従い、確認申出法人に対し当該申出の修正を求める等所要の処理を行った上で、</u>

改正後	改正前
<u>を行う旨を所轄税務署長に連絡する。</u> (2) <u>相互協議を伴う事前確認の申出について、次に掲げる場合に該当するときは、局担当課は、確認申出法人から当該事前確認の申出を取り下げるか否か又は相互協議を伴わない事前確認を求めるか否かを聴取する。この場合において、局担当課は、当該確認申出法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出法人に対して取下書の提出を求めた上で6－9に定める処理を行い、当該確認申出法人が相互協議を伴わない事前確認を求めるときは、(3)に定める処理を行う。</u> <u>イ 庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合</u> <u>ロ 庁相互協議室から庁担当課を通じて当該確認申出法人による事前確認の申出に係る国外関連者がその所在する国又は地域の税務当局に対して行った事前確認の申出に相当する申出が当該税務当局によって収受されていないものと認められる旨の連絡を受けており、かつ、確認対象事業年度のうち最初の事業年度の開始の日の翌日から3年を経過する日までに、庁相互協議室から庁担当課を通じて、当該税務当局によって当該事前確認の申出に相当する申出が収受された旨又は収受される見込みとなった旨の連絡を受けていない場合</u> <u>ハ 事前確認の申出が、過去に庁相互協議室から庁担当課を通じて相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けたものとその内容において同一であると認められる場合</u> <u>(注) 1 「その内容において同一であると認められる場合」とは、例えば、確認対象取引、確認対象取引に係る国外関連者及び確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等が、確認対象事業年度のうち3事業年度以上において同一であると認められる場合をいう。</u> <u>2 事前確認の申出のうち過去に相互協議の合意が成立しなかった旨の</u>	<u>当該合意結果に基づき事前確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (2) <u>局担当課は、相互協議を伴う事前確認の申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の通知を受けた場合には、確認申出法人から当該申出を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を受けるかについて意見を聴取し、6－9又は(3)若しくは(4)に定める処理を速やかに行う。</u>

改正後	改正前
<u>通知を受けた事前確認の申出とその内容において同一であると認められる部分を除いた残りの部分が一の申出として成立する場合には、一の申出として成立する当該残りの部分について事前確認の申出を取り下げるか否か又は事前確認を求めるか否かを確認申出法人から聴取する。この場合において、局担当課は、確認申出法人が当該事前確認の申出を取り下げるときは、当該確認申出法人に対して取下書の提出を求めた上で、6－9に定める処理を行い、当該確認申出法人が事前確認を求めるときは、(1)から(3)までに定める処理を行う。</u> (3) 相互協議を伴わない事前確認の申出について、事前確認審査の結果、その国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合又は局担当課が事前確認の申出の修正を求め、確認申出法人が当該修正に応じた場合には、局担当課は、速やかに所轄税務署長に事前確認を行う旨を連絡する。<u>この場合において、確認申出法人が当該事前確認の申出の修正に応じないときは、6－14(1)への定めに該当することに留意する。</u> (4) 局担当課は、6－14(1)の定めにより確認申出法人に対して事前確認を行うことができない旨を説明した場合には、速やかに、その旨を所轄税務署長に連絡する。 (5) 所轄税務署長は、<u>確認申出法人に対し、局担当課から(1)又は(3)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式3により作成した「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」により事前確認を行う旨の通知を行い、また、(4)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式4により作成した「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」により事前確認を行うことができない旨の通知を</u>	(3) 局担当課は、相互協議を伴わない事前確認の申出につき、事前確認審査の結果、<u>確認申出法人が申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合には、確認申出法人の当該申出の内容を確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (4) 局担当課は、事前確認審査の結果、確認申出法人が申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められない場合又は確認申出法人が6－3(1)に掲げる資料の添付を怠った場合、6－11(3)に定める資料の提出に応じない場合若しくは6－14(1)の定めに基づき事前確認できないと判断した場合には、<u>庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、当該国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等を事前確認できない旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。</u> (5) 所轄税務署長は、局担当課から(1)若しくは(3)又は(4)の連絡を受けた場合には、<u>確認申出法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」（別紙様式3）又は「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」（別紙様式4）により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を速やかに行う。</u>

改正後	改正前
行う。	
(事前確認の効果) 6－16 所轄税務署長は、6－15(5)の取扱いにより事前確認<u>を行う</u>旨の通知を受けた法人（以下「確認法人」という。）が事前確認を受けた各事業年度（以下「確認事業年度」という。）において、事前確認を受けた国外関連取引（以下「確認取引」という。）について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。 なお、事前確認<u>を行う</u>旨の通知があった時に既に経過した確認事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。 	(事前確認の効果) 6－16 所轄税務署長は、6－15(5)の取扱いにより事前確認<u>する</u>旨の通知を受けた法人（以下「確認法人」という。）が事前確認を受けた各事業年度（以下「確認事業年度」という。）において、事前確認を受けた国外関連取引（以下「確認取引」という。）について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。 なお、事前確認<u>する</u>旨の通知があった時に既に経過した確認事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条第 1 項及び第 5 項（過少申告加算税）に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。
(報告書の提出) 6－17 所轄税務署長は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」を別紙様式 8 により作成し、これを当該所轄税務署長に提出するよう求める。 なお、当該報告書の提出部数は、調査課所管法人に該当する確認法人にあっては 1 部、調査課所管法人に該当しない確認法人にあっては 3 部とする。 (1)～(6) (省 略) (注) (省 略)	(報告書の提出) 6－17 所轄税務署長は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」<u>(別紙様式 8)</u>を提出するよう求める。 なお、当該報告書の提出部数は、調査課所管法人に該当する確認法人にあっては 1 部、調査課所管法人に該当しない確認法人にあっては 3 部とする。 (1)～(6) (同 左) (注) (同 左)
(事前確認に基づく調整等) 6－19	(事前確認に基づく調整等) 6－19

改正後	改正前
(1) 所轄税務署長は、確認法人が確認取引の対価の額を事前確認の内容に適合した額とするために、確定した決算において行う必要な調整は、<u>移転価格税制の適用</u>上適正な取引として取り扱う。 (2) (省 略)	(1) 所轄税務署長は、確認法人が確認取引の対価の額を事前確認の内容に適合した額とするために、確定した決算において行う必要な調整は、移転価格上適正な取引として取り扱う。 (2) (同 左)
(事前確認の取消し) 6－21 (1)～(3) (省 略) (4) 所轄税務署長は、<u>確認法人に対し、局担当課から(3)の連絡を受けたときは、速やかに、別紙様式5により作成した「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」</u>により事前確認を取り消す旨の通知を行う。	(事前確認の取消し) 6－21 (1)～(3) (同 左) (4) 所轄税務署長は、<u>局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、確認法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(別紙様式5)</u>により事前確認を取り消す旨の通知を行う。
(法人が連結グループに加入した場合<u>等</u>の取扱い) 6－24 (1) 確認申出法人が連結法人となった場合で、その法人（以下「連結加入等法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結親法人の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「<u>連結加入等法人の事前確認の継続届出書</u>」を別紙様式6により作成し、これを当該所轄税務署長に速やかに提出するよう求める。 なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあっては1部（当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には2部）、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあっては3部（当該連結親法人が相互協議を伴う事前確認を求めている場合には4部）とする。 (2) (1)の連結親法人からその所轄税務署長に対し(1)に定める届出書の提出があった場合は、6－5及び6－6の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結加入等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しを<u>当該連結子法人が事前確認の申出を行っていた所轄税務署長</u>に送付する。	(法人が連結グループに加入<u>等</u>した場合の取扱い) 6－24 (1) 確認申出法人が連結法人となった場合で、その法人（以下「連結加入等法人」という。）が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結親法人の<u>納税地</u>の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「<u>連結加入等法人の事前確認の継続届出書</u>」(別紙様式6)を速やかに提出するよう求める。 なお、当該届出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する連結親法人にあっては1部（当該連結親法人が相互協議を求めている場合には2部）、調査課所管法人に該当しない連結親法人にあっては3部（当該連結親法人が相互協議を求めている場合には4部）とする。 (2) (1)の連結親法人からその<u>納税地</u>の所轄税務署長に対し(1)に定める届出書の提出があった場合は、6－5及び6－6の取扱いに準じて処理を行う。この場合において、(1)の連結加入等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税務署長は、当該届出書の写しを<u>その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</u>に送付する。

改 正 後	改 正 前						
(3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその所轄税務署長に対し、連結指針6－2（事前確認の申出）に定める事前確認の申出が<u>行われたもの</u>として、同指針の取扱いを適用する。	(3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその<u>納税地の</u>所轄税務署長に対し、連結指針6－2（事前確認の申出）に定める事前確認の申出が<u>なされたもの</u>として、同指針の取扱いを適用する。						
第7章 平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い 第1章から第6章まで及び別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の<u>定めは、措置法第66条の4に関し、日台相互協議指針1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる定め</u>中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替える。 <table><tr><td><u>1－1(34)</u></td><td><u>租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u></td><td><u>平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議</u></td></tr><tr><td><u>1－2(2)、3－21、6－14(2)ロ及び別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例28</u></td><td>合意</td><td>解決</td></tr></table>	<u>1－1(34)</u>	<u>租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u>	<u>平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議</u>	<u>1－2(2)、3－21、6－14(2)ロ及び別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例28</u>	合意	解決	第7章 平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）に定める相互協議が行われる場合の取扱い 第1章から第6章まで及び別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の<u>取扱い</u>は、措置法第66条の4に関し、日台相互協議指針1ホ（用語の意義）に定める相互協議が行われる場合について準用する。この場合においては、次のとおり読み替える。 (1) <u>1－1(34)中の「租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議」は、「平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議」</u> (2) <u>1－2(2)、3－21、6－14(2)ロ及び別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例28中の「合意」は、「解決」</u> (3) <u>3－4(4)ロ、3－21、5－2及び6－12(2)中の「外国税務当局」は、「台湾の権限のある機関」</u> (4) <u>3－26中の「租税条約のうちには当該差額について租税条約上の軽減税率が適用されない定めがあるものがある」は、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）においては、同法第15条（配当等に対する源泉徴収に係る</u>
<u>1－1(34)</u>	<u>租税条約の規定に基づく我が国の権限ある当局と外国の権限ある当局との協議</u>	<u>平成29年1月31日付官協8－1ほか7課共同「日台民間租税取決め第24条（相互協議手続）の取扱い等について」（事務運営指針）（以下「日台相互協議指針」という。）1ホ（用語の意義）に定める相互協議</u>					
<u>1－2(2)、3－21、6－14(2)ロ及び別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例28</u>	合意	解決					

改正後			改正前	
<u>3-4(4)ロ、3-21、5-2</u>	外国税務当局	台湾の権限のある機関	所得税の税率の特例等)に規定する対象利子又は対象使用料と独立企業間価格との差額について同法上の軽減税率が適用されない定めがある」	
<u>3-26</u>	租税条約のうちには当該差額について租税条約上の軽減税率が適用されない定めがあるものがある	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)においては、同法第15条(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)に規定する対象利子又は対象使用料と独立企業間価格との差額について同法上の軽減税率が適用されない定めがある	(5) <u>5-2中の「国外関連者に対して」は、「外国居住者等所得相互免除法第14条第1項(外国関連者との取引に係る課税の特例)に規定する外国関連者(日台相互協議指針1ナ(用語の意義)に定める台湾居住者等のうち外国法人に限る。以下5-2及び5-3において同じ。)に対して」</u>	
<u>5-2</u>	国外関連者に対して	外国居住者等所得相互免除法第14条第1項(外国関連者との取引に係る課税の特例)に規定する外国関連者(日台相互協議指針1ナ(用語の意義)に定める台湾居住者等のうち外国法人に限る。以下5-2及び5-3において同じ。)に対して	(6) <u>5-2中の「相互協議の合意に基づく」は、「同項に規定する国税庁長官の確認があったことによる」</u>	
<u>5-2</u>	相互協議の合意に基づく	同項に規定する国税庁長官の確認があったことによる	(7) <u>5-2中の「国外関連者に対し返還」は、「外国関連者に対し返還」</u>	
<u>5-2</u>	国外関連者に対し返還	外国関連者に対し返還	(8) <u>5-3中の「相互協議の合意に基づく」は、「外国居住者等所得相互免除法第14条第1項に規定する国税庁長官の確認があったことによる」</u>	
<u>5-3</u>	相互協議の合意に基づく	外国居住者等所得相互免除法第14条第1項に規定する国税庁長	(9) <u>5-3中の「国外関連者」は、「外国関連者」</u>	
			(10) <u>5-3中の「租税条約等実施特例法第7条第1項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)」は、「外国居住者等所得相互免除法第32条第2項(国税庁長官の確認があつた場合の更正の請求の特例等)の規定により準用される租税条約等実施特例法第7条第1項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)」</u>	
			(11) <u>6-12(1)中の「平成13年6月25日付官協1-39ほか7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針)6(1)(相互協議の申立ての手続)に定める「相互協議申立書」は、「日台相互協議指針4(1)(相互協議の申立ての手続)に定める「相互協議申立書(台湾用)」」</u>	
			(12) <u>6-15(1)中の「合意結果」は、「解決内容」</u>	
			(13) <u>6-15(2)中の「相互協議の合意が成立しなかった」は、「相互協議において解決に至らなかった」</u>	
			(14) <u>6-18(4)、6-19(2)ハ及びニ並びに6-21(3)中の「相互協議の合意が成立した」は、「相互協議において解決に至った」</u>	

改正後			改正前	
		<u>官の確認があったことによる</u>	(15)	<u>6－19(2)ハ及びニ中の「合意内容」は、「解決内容」</u>
<u>5－3</u>	<u>国外関連者</u>	<u>外国関連者</u>	(16)	<u>6－19(2)ニ中の「国税通則法第23条第2項（更正の請求）」は、「外国居住者等所得相互免除法第32条第1項」</u>
<u>5－3</u>	<u>租税条約等実施特例法第7条第1項（租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例）</u>	<u>外国居住者等所得相互免除法第32条第2項（国税庁長官の確認があった場合の更正の請求の特例等）の規定により準用される租税条約等実施特例法第7条第1項（租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例）</u>	(17)	<u>6－21(3)中の「合意を受け」は、「解決を受け」</u>
			(18)	<u>別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例27及び事例28中の「両国の税務当局」は、「我が国の権限ある当局と台湾の権限のある機関」</u>
			(19)	<u>別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例28中の「税務当局間が相互協議を行い」は、「相互協議において」</u>
<u>6－12(1)</u>	<u>平成13年6月25日付官協1－39ほか7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）6(1)（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書」</u>	<u>日台相互協議指針4(1)（相互協議の申立ての手続）に定める「相互協議申立書（台湾用）」</u>		
<u>6－12(2)</u>	<u>当該国外関連者の所在する国又は地域の税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>		
<u>6－14(2)ニ及び6－15(2)ロ</u>	<u>その所在する国又は地域の税務当局</u>	<u>台湾の権限のある機関</u>		
<u>6－14(2)ニ及び6－15(2)ロ</u>	<u>当該税務当局</u>	<u>当該権限のある機関</u>		
<u>6－15(1)、6－18(4)、6－19(2)ハ及びニ並びに6</u>	<u>相互協議の合意が成立した</u>	<u>相互協議において解決に至った</u>		

改 正 後			改 正 前		
<u>－21(3)</u>					
<u>6－15(2)イ及びハ</u>	<u>相互協議の合意が成立しなかった</u>	<u>相互協議において解決に至らなかった</u>			
<u>6－19(2)ハ及びニ</u>	<u>合意内容</u>	<u>解決内容</u>			
<u>6－19(2)ニ</u>	<u>国税通則法第 23 条第 2 項（更正の請求）</u>	<u>外国居住者等所得相互免除法第 32 条第 1 項</u>			
<u>6－21(3)</u>	<u>合意を受け</u>	<u>解決を受け</u>			
<u>別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例 27 及び事例 28</u>	<u>両国の税務当局</u>	<u>我が国の権限ある当局と台湾の権限のある機関</u>			
<u>別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例 28</u>	<u>税務当局間が相互協議を行い</u>	<u>相互協議において</u>			
（経過的取扱い・・・改正事務運営指針の適用時期） （1）平成 28 年 6 月 28 日付査調 9－113 ほか 3 課共同「「移転価格事務運営要領」の一部改正について」（事務運営指針）による改正後の 2－4、3－4、3－5 及び 3－18 の取扱い並びにこれらの改正に伴う別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、法人の平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日より前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。 （2）平成 30 年 2 月 16 日付査調 9－45 ほか 3 課共同「「移転価格事務運営要領」の一部改正について」（事務運営指針）6－15(2)ロ中「確認対象事業年度のうち最			（経過的取扱い・・・改正事務運営指針の適用時期） 平成 28 年 6 月 28 日付査調 9－113 ほか 3 課共同「「移転価格事務運営要領」の一部改正について」（事務運営指針）による改正後の 2－4、3－4、3－5 及び 3－18 の取扱い並びにこれらの改正に伴う別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」の変更部分は、法人の平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の同日より前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。		

改正後	改正前
<u>初の事業年度の開始の日の翌日」とあるのは、平成30年2月16日より前に行われた事前確認の申出については、「平成30年2月16日」と読み替えるものとする。</u>	
(様式1の裏面) 国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領 1 (省 略) 2 この届出書は、<u>1</u>部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 3 (省 略)	(様式1の裏面) 国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領 1 (同 左) 2 この届出書は、<u>3</u>部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 3 (同 左)
(様式7の裏面) 対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領 1 (省 略) 2 この届出書は、<u>1</u>部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係る届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 3 (省 略)	(様式7の裏面) 対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領 1 (同 左) 2 この届出書は、<u>3</u>部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係る届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 3 (同 左)
別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集	別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集
【事例5】(原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合) 《ポイント》 《前提条件》 	【事例5】(原価基準法に準ずる方法と同等の方法を用いる場合) 《ポイント》 《前提条件》

改正後	改正前
《移転価格税制上の取扱い》 (比較可能性分析に基づく検討) (1) (省 略) (2) 役務提供取引 ・ P社がS社に対して行う役務提供は本来の業務に付随して行われるものであり、役務提供に要した費用は、役務提供を行った事業年度のP社の原価の額の相当部分を占めるとは認められない。また、当該役務提供には無形資産は使用されていない。したがって、当該役務提供の総原価の額にマークアップを行わず独立企業間価格とする方法の選定が考えられる（事務運営指針3-10(2)）。 (独立企業間価格の算定方法の選定) 《解説》 1・2 (省 略) 3 役務提供取引に対して独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を用いる場合の留意事項は措置法通達66の4(7)-5のとおりであり、後者の方法では、当該役務提供に要した費用の額にマークアップを行うこととなるが、本来の業務に付随した役務提供（本来の業務に付随して又はこれに関連して行う役務提供をいう。）については、比較対象取引を非関連者間取引から見いだすことが困難と考えられる場合がある。 このため、このような場合には、当該役務提供に要した費用の額にマークアップを行わず、その総原価の額を独立企業間価格として取り扱う方法（原価基準法に準ずる方法と同等の方法又は取引単位営業利益法に準ずる方法と同等の方法）の適用について検討する（事務運営指針3-10(2)）。 なお、本来の業務に付随した役務提供でない場合、役務提供に要した費用が法人	《移転価格税制上の取扱い》 (比較可能性分析に基づく検討) (1) (同 左) (2) 役務提供取引 ・ P社がS社に対して行う役務提供は本来の業務に付随して行われるものであり、役務提供に要した費用は、役務提供を行った事業年度のP社の原価の額の相当部分を占めるとは認められない。また、当該役務提供には無形資産は使用されていない。したがって、当該役務提供の総原価の額にマークアップを行わず独立企業間価格とする方法の選定が考えられる（事務運営指針3-10(1)）。 (独立企業間価格の算定方法の選定) 《解説》 1・2 (同 左) 3 役務提供取引に対して独立価格比準法と同等の方法又は原価基準法と同等の方法を用いる場合の留意事項は措置法通達66の4(7)-5のとおりであり、後者の方法では、当該役務提供に要した費用の額にマークアップを行うこととなるが、本来の業務に付随した役務提供（本来の業務に付随して又はこれに関連して行う役務提供をいう。）については、比較対象取引を非関連者間取引から見いだすことが困難と考えられる場合がある。 このため、このような場合には、当該役務提供に要した費用の額にマークアップを行わず、その総原価の額を独立企業間価格として取り扱う方法（原価基準法に準ずる方法と同等の方法）の適用について検討する（事務運営指針3-10(1)）。 なお、本来の業務に付随した役務提供でない場合、役務提供に要した費用が法人

改正後	改正前
若しくは国外関連者の原価若しくは費用の総額の相当部分を占める場合又は役務提供を行う際に無形資産を使用している場合には、役務提供に要した総原価の額を独立企業間価格とする取扱いが適用できないことから（事務運営指針 3 - 10(2)（注））、その他の適用可能な独立企業間価格の算定方法について検討を行うこととなる。	若しくは国外関連者の原価若しくは費用の相当部分を占める場合又は役務提供を行う際に無形資産を使用している場合には、役務提供に要した総原価の額を独立企業間価格とする取扱いが適用できないことから（事務運営指針 3 - 10(1)（注））、その他の適用可能な独立企業間価格の算定方法について検討を行うこととなる。
4 （省 略）	4 （同 左）
[図] (注) 国外関連者との間で、棚卸資産の売買取引と役務提供取引を行っている場合には、双方について移転価格税制上の問題があるか否かを検討する必要がある。	[図] (注) 国外関連者との間で、棚卸資産の売買取引と役務提供取引を行っている場合には、双方について移転価格税制上の問題があるか否かを検討する必要がある。

改正後	改正前
【事例２３】（企業グループ内役務提供） 《ポイント》 <u>経営、技術、財務又は営業上の活動その他の法人が行う活動が、国外関連者に対する役務提供に該当するかどうかに関する事例</u> 《前提条件》 （国外関連取引の概要等） S社は、原材料・部品等を<u>全て</u>現地調達して製品Aの製造を行い、各国内で販売している。 P社は、S社に係る様々な業務を担当する部署を有しており、S社に対して以下の活動を行っている。 （注）P社がS社に対して行っている活動と重複する活動は、S社において行われておらず、又は<u>非関連者</u>からS社に対して行われていない。 イ～ト （省 略） チ P社は、<u>会社法に基づいて行う企業集団の業務の適正を確保するための必要な体制の整備を図るため、S社の所在地国における現地法令の遵守状況を監査するとともに、問題点が把握された場合にはS社に対して改善指導を行っている（S社は自らにおいても現地法令の遵守状況の監査を行っている。）。</u> リ～カ （省 略） コ P社は、P社の投資家のために、P社のホームページに、<u>S社の経営方針、財務データその他のIR情報の掲載を行っている。</u> ク P社は、P社及びS社の財務情報からP社グループの国別報告事項に係る記録を作成している。	【事例２３】（企業グループ内役務提供） 《ポイント》 <u>法人が国外関連者に対して行う経営・財務・業務・事務管理上の活動が、役務の提供に当たるかどうかに関する事例</u> 《前提条件》 （国外関連取引の概要等） S社は、原材料・部品等を<u>すべて</u>現地調達して製品Aの製造を行い、各国内で販売している。 P社は、S社に係る様々な業務を担当する部署を有しており、S社に対して以下の活動を行っている。 （注）P社がS社に行っている活動と重複する活動は、S社において行われておらず、又は<u>他者</u>からS社に対して行われていない。 イ～ト （同 左） チ P社は、S社の所在地国における現地法令の遵守状況を監査するとともに、問題点が把握された場合にはS社に対して改善指導を行っている。 リ～カ （同 左）

改正後	改正前
《移転価格税制上の取扱い》 本事例においては、<u>ニ、ホ、ト、チ、ヨ及びタ</u>は、S社の株主又は出資者としての地位を有するP社が専ら自らのために行う株主又は出資者としての活動であるが、<u>ニ、ホ、ト、チ、ヨ及びタ以外</u>の項目に係る活動については、P社が専ら自らのために行う株主又は出資者としての活動とは認められない。 このため、<u>ニ、ホ、ト、チ、ヨ及びタ以外</u>の項目については、事務運営指針3-9(1)等の具体的判断基準に基づき検討することになるが、S社は、これらの活動によって経営効率の向上や業務改善、リスクの減少、経費削減等の便益を得ていることから、当該項目に係る活動は<u>S社に対する役務提供</u>に該当する可能性が高いと考えられる。 《解説》 1 <u>経営、技術、財務又は営業上の活動その他の法人が行う活動が国外関連者に対する役務提供に該当し、その対価を授受すべきものであるかどうかは、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものかどうかにより判断する必要がある。具体的には、当該法人が当該活動を行わなかったとした場合に、当該国外関連者自ら当該活動と同様の活動を行う必要があると認められるかどうか又は非関連者が他の非関連者から当該法人が行う活動と内容、時期、期間その他の条件が同様である活動を受けた場合に対価を支払うかどうかにより判断することとなる（事務運営指針3-9(1)）。なお、「法人が行う活動」には、法人が国外関連者の要請に応じて随時活動を行い得るよう定常的に当該活動に必要な人員や設備等を利用可能な状態に維持している場合が含まれることに留意する（事務運営指針3-9(1)(注)）。</u> <u>経営、技術、財務又は営業上の活動その他の法人が行う活動と、非関連者が国外関連者に対して行う活動又は国外関連者が自らのために行う活動との間で、その内容において重複（一時的に生じるもの及び事実判断の誤りに係るリスクを軽減させ</u>	《移転価格税制上の取扱い》 本事例においては、<u>ニ、ホ及びト</u>は、S社の株主としての地位を有するP社が専ら自らのために行う株主としての法令上の権利の行使又は義務の履行に係る活動であるが、<u>ニ、ホ及びト以外</u>の項目に係る活動については、P社が専ら自らのために行う株主としての法令上の権利の行使又は義務の履行に係るものとは認められず、株主活動に該当しない。 このため、<u>ニ、ホ及びト以外</u>の項目については、事務運営指針3-9(1)等の具体的判断基準に基づき検討することになるが、S社は、これらの活動によって経営効率の向上や業務改善、リスクの減少、経費削減等の便益を得ていることから、当該項目に係る活動は役務の提供に該当する可能性が高いと考えられる。 《解説》 1 <u>法人が国外関連者に対して経営・財務・業務・事務管理上の活動を行う場合において、当該活動が役務の提供に該当し、その対価を授受すべきものであるかどうかは、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものかどうかにより判断する必要がある。具体的には、当該国外関連者と同様の状況にある非関連者が他の非関連者からこれと同じ活動を受けた場合に対価を支払うかどうか、又は当該法人が当該活動を行わなかったとした場合に国外関連者自らがこれと同じ活動を行う必要があると認められるかどうかにより判断することとなる（事務運営指針3-9(1)）。</u> <u>また、法人が、国外関連者の要請に応じて随時役務の提供を行い得るよう人員や設備等を利用可能な状態に定常的に維持している場合には、かかる状態を維持していること自体が役務の提供に該当する（事務運営指針3-9(2)）。</u> <u>法人が国外関連者に対し、非関連者が当該国外関連者に行う役務の提供又は当該国外関連者が自らのために行う活動と重複する活動を行う場合には、当該重複する活動は原則として役務の提供に該当しない。ただし、その重複が一時的であるとき、</u>

改正後	改正前
<u>るために生じるものを除く。）がある場合には、当該法人が行う活動は当該国外関連者に対する役務提供に該当しない（事務運営指針 3 - 9(2)）。</u> 2 <u>国外関連者の株主又は出資者としての地位を有する法人（以下 2 において「親会社」という。）が行う活動であって、例えば、親会社の株主総会の開催のための活動や親会社による金融商品取引法第 24 条第 1 項に規定する有価証券報告書を作成するための活動は、当該国外関連者に対する役務提供に該当しない（事務運営指針 3 - 9(3)）。</u> <u>他方、親会社が国外関連者に対して行う特定の業務に係る企画、緊急時の管理若しくは技術的助言又は日々の経営に関する助言は、株主又は出資者としての地位を有する者が専ら自らのために行うものとは認められないことから、これらが当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有し、かつ、非関連者が当該国外関連者に対して行う活動又は当該国外関連者が自らのために行う活動との間で重複しない限りにおいて、当該国外関連者に対する役務提供に該当する（事務運営指針 3 - 9(3) (注)1）。</u> <u>親会社が国外関連者に対する投資の保全を目的として行う活動は、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有し、かつ、非関連者が当該国外関連者に対して行う活動又は当該国外関連者が自らのために行う活動との間で重複しない限りにおいて、当該国外関連者に対する役務提供に該当する（事務運営指針 3 - 9(3) (注)2）。</u> 3 事務運営指針 3 - 9 の企業グループ内の役務提供について独立企業間価格を算定する場合においても、事案に応じた最も適切な方法を選定する必要があり、最も適切な方法が原価基準法と同等の方法である場合には、当該役務提供に要した費用の	<u>又は当該重複する活動が事業判断の誤りに係るリスクを減少させるため手続上重複して行われるチェック等であると認められるときには、当該重複する活動は役務の提供に該当することとなる（事務運営指針 3 - 9(3)イ）。</u> 2 <u>法人から国外関連者に対して行われた活動が、例えば、親会社が実施する株主総会開催のための活動や親会社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動で、株主としての地位を有する者が専ら自らのために行う株主としての法令上の権利の行使又は義務の履行に係る活動（株主活動）である場合には、当該活動は当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値があるとは認められないことから、役務の提供に該当しない（事務運営指針 3 - 9(3)ロ）。</u> <u>（注） 上記の法令上の権利の行使又は義務の履行については、外国の法令に基づく場合も含まれる。</u> <u>親会社が子会社等に対して行う特定の業務に係る企画、緊急時の管理、技術的助言、日々の経営に関する支援等については、株主としての地位を有する者が専ら自らのために行うものとは認められないことから、株主活動に該当しない（事務運営指針 3 - 9(3)ロ (注)）。</u> <u>また、親会社が子会社等に対する投資の保全を目的として行う活動で、かつ、当該子会社等にとって経済的又は商業的価値を有しているものは、役務の提供に該当する（事務運営指針 3 - 9(3)ロ (注)）。</u> 3 事務運営指針 3 - 9 の企業グループ内の役務提供取引について独立企業間価格を算定する場合においても、事案に応じた最も適切な方法を選定する必要があり、最も適切な方法が原価基準法と同等の方法である場合には、当該役務提供に要した費

5. 事務運営指針 3 - 10(1)の取扱いに係る要件等

要 件	留意事項等
イ 役務提供が支援的な性質のものであり、法人及び国外関連者が属する企業グループの中核的事業活動には直接関連しないこと。	「支援的な性質のものであり、法人及び国外関連者が属する企業グループの中核的事業活動には直接関連しないこと」とは、役務提供が利益獲得を目的とした活動ではなく、かつ、当該法人及び国外関連者が属する企業グループの主たる事業活動に関連していないことをいう。
ロ 役務提供において、法人又は国外関連者が保有し、又は他の者から使用許諾を受けた無形資産を使用していないこと。	役務提供を行った者の無形資産が使用されているかどうかの検討に当たっては、事務運営指針 3-8(1) (注)に留意する。
ハ 役務提供において、当該役務提供を行う法人又は国外関連者が、重要なリスクの引受け若しくは管理又は創出を行っていないこと。	「重要なリスクの引受け若しくは管理又は創出」とは、法人又は国外関連者の業績に影響を与え得るリスクの引受け若しくは管理又は創出をいう。
ニ 役務提供の内容が右に掲げる業務のいずれにも該当しないこと。	研究開発、製造、販売、原材料の購入、物流、マーケティング、金融、保険若しくは再保険又は天然資源の採掘、探査若しくは加工
ホ 役務提供と同種の内容の役務提供が非関連者との間で行われていないこと。	役務提供と同種の役務提供が非関連者との間で行われている場合は、利益獲得を目的とした活動となる。
ヘ 法人及び国外関連者が属する企業グループ内で行われた全ての役務提供（イからホまでに掲げる要件を満たしたものに限る。）をその内容に応じて区分をし、当該区分ごとに、役務提供に係る総原価の額を従事者の従事割合、資産の使用割合その他の合理的な方法により当該役務提供を受けた者に配分した金額に、当該金額に 100 分の 5 を乗じた額を加算した金額をもって当該役務提供の対価の額としていること。	100 分の 5 以外のマークアップ率を用いる場合は、措置法通達第 66 の 4 (7)-5（役務提供の取扱い）の取扱いに留意する。
ト 役務提供に当たり、法人が次に掲げる書類を作成し、又は当該法人と同一の企業グループに属する者から取得し、保存していること。	(イ) 当該役務提供を行った者及び当該役務提供を受けた者の名称及び所在地を記載した書類 当該役務提供を受けた者の名称及び所在地については、法人及び国外関連者が属する企業グループにおいて、当該役務提供を受けた全ての法人を記載する。 (ロ) 当該役務提供がイからヘまでに掲げる要件の全てを満たしていることを確認できる書類 (ハ) ヘに定めるそれぞれの役務提供の内容を説明した書類 役務提供の内容（性質）、取引条件（単価、通貨等）並びに役務提供の開始時期及び期間等を記載した書類 (ニ) 当該法人が実際に当該役務提供を行ったこと又は当該役務提供を受けたことを確認できる書類 請求書、計算明細書、業務日誌、作業日報又は出張報告書 (ホ) ヘに定める総原価の額の配分に当たって用いた方法の内容及び当該方法を用いることが合理的であると判断した理由を説明した書類 役務提供を行った者の業務日誌や作業日報等によって、当該役務提供に要した費用を配分するための基準が合理的であることを検証できなければならない。 (ハ) 当該役務提供に係る契約書又は契約の内容を記載した書類 記載内容については、非関連者間で取引が行われる場合に通常記載され、又は取り決められる取引条件等について明示されている必要がある。 (ト) 当該役務提供において当該法人が当該国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該国外関連者に支払う対価の額の明細及び計算過程を記載した書類 取引価格、計算方法（取引相場の有無を含む）、取引通貨、年間取引金額及び対価の額の算定方法等を記載した書類

（新 設）

6 事務運営指針 3 - 10(3)の取扱いに係る要件等

要件	留意事項等
イ 役務提供が(1)イからホまでに掲げる要件の全てを満たしていること。	「5 事務運営指針 3-10(1)の取扱いに係る要件等」のイからホまでに掲げる要件の留意事項等と同じ。
ロ 役務提供が法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないこと。	「事業活動の重要な部分」とは、法人又は国外関連者の利益の獲得に大きく貢献する活動や事業の成否を決定付けるような活動等をいう。
ハ 役務提供に係る総原価の額が、当該役務提供に係る従事者の従事割合、資産の使用割合その他の合理的な方法により当該役務提供を受けた者に配分されていること。 (注) 次に掲げる場合には、本文の取扱いは適用しない。 1 役務提供に要した費用の額が、法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の総額の相当部分を占める場合 2 その他役務提供の総原価の額を当該役務提供の対価の額とすることが相当ではないと認められる場合	役務提供を行った者の業務日誌や作業日報等によって、当該役務提供に要した費用を配分するための基準が合理的であることを検証できなければならない。 「相当部分」とは、役務の提供を行った側の原価又は費用の総額のおおむね 50%以上の部分をいう。 「その他役務提供の総原価の額を当該役務提供の対価の額とすることが相当ではないと認められる場合」とは、役務提供が、当該役務提供を受けた者にとって大きな経済的又は商業的価値を有する付加価値の高いものである場合等、その総原価の額を対価の額とすることが適切でない場合をいう。

5 事務運営指針 3 - 10(2)の取扱いに係る要件等

要件	業務の内容	具体的な業務の例示又は留意事項等
イ 役務の内容が次に掲げる業務のいずれかに該当すること。	(イ) 予算の作成又は管理	・ 国外関連者の年間予算、事業計画等の作成に必要な資料のとりまとめ ・ 国外関連者の年間予算の執行状況等のチェック
	(ロ) 会計、税務又は法務	・ 国外関連者の財務諸表の作成に必要な会計記録等のチェック ・ 国外関連者の税務申告書の作成 ・ 報告書の提出、許認可等に係る法令の規定に対する国外関連者の遵守状況のチェック
	(ハ) 債権の管理又は回収	・ 国外関連者の売掛残高の管理 ・ 国外関連者が発行する請求書の作成 ・ 国外関連者の売掛金に係る回収業務 ・ 国外関連者の顧客に対する支払の督促 ・ 国外関連者の顧客に係る信用情報等の収集及び分析
	(ニ) 情報通信システムの運用、保守又は管理	・ 国外関連者の情報通信システムの運用に係る技術的な問題、質問等への対応 ・ 国外関連者の情報通信システムの維持・点検等
	(ホ) キャッシュフロー又は支払能力の管理	・ 国外関連者の資金繰りの管理 ・ 国外関連者の買掛残高の管理 ・ 国外関連者の買掛金に係る支払業務
	(ヘ) 資金の運用又は調達(事務処理上の手続に限る。)	・ 国外関連者の銀行口座等の管理
	(ト) 従業員の雇用、配置又は教育	・ 国外関連者の求人活動に係る広告の制作 ・ 国外関連者の従業員の採用、配置等に係る人事関連業務 ・ 国外関連者の新規採用計画の作成・実施、新規採用者等に対する研修(研修計画の作成・実施を含む。)等
	(チ) 従業員の給与、保険等に関する事務	・ 国外関連者の従業員の給与に係る計算、支給及び帳簿記入(従業員の健康保険や年金等に係る事務処理を含む。)
	(リ) 広告宣伝(3-9(1)リに掲げるマーケティングに係る支援を除く。)	・ 国外関連者のホームページの制作
	(ス) その他一般事務管理	・ 国外関連者が取り扱う各種データの入力作業 ・ 国外関連者が取り扱う文書・電子情報の整理及び備品等の管理
ロ 当該役務提供が法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないこと。	「事業活動の重要な部分」とは、法人又は国外関連者の利益の獲得に大きく貢献する活動や事業の成否を決定付けるような活動等を指す。	
ハ 当該役務提供に要した費用が法人又は国外関連者の当該役務提供を行った事業年度の原価又は費用の額の相当部分を占めていないこと。	「相当部分」とは、役務の提供を行った側の原価又は費用の額のおおむね 50%以上の部分をいう。	
ニ 当該役務提供を行う際に自己の無形資産を使用していないこと。	役務提供者の無形資産が役務提供を行う際に使用されているかどうかの検討に当たっては、事務運営指針 3-8(1)(注)に留意する。	
ホ 当該役務提供に関連する直接費及び間接費の計算が、当該役務提供に係る従事者の従事割合や使用資産の使用割合等、合理的な配分割合によっていること。	役務提供を行った側の業務日誌や作業日報等によって、当該役務提供に要した費用を配分するための基準が合理的であることを検証できなければならない。	

改正後	改正前
【事例２７】（目標利益率に一定の範囲を設定する事例） 《ポイント》（省 略） 《前提条件》（省 略） 《移転価格税制上の取扱い》（省 略） 《解説》 １ …………… なお、事前確認の申出から事前確認の通知が行われるまでの間に、確認対象事業年度のうち、事前確認の申出後に申告期限の到来により当該事業年度に係る申告が行われたときには、事前確認に係る手続が行われている間は、当該事業年度における確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等は調査の対象とはならない。ただし、6-23 における「<u>確認対象事業年度前の各事業年度</u>」についてはこの限りではない（事務運営指針 3-22(1) 及び(2)）。	【事例２７】（目標利益率に一定の範囲を設定する事例） 《ポイント》（同 左） 《前提条件》（同 左） 《移転価格税制上の取扱い》（同 左） 《解説》 １ …………… なお、事前確認の申出から事前確認通知が行われるまでの間に、確認対象事業年度に係る申告期限の到来により当該事業年度に係る申告が行われた場合において、事前確認に係る手続が行われている間は、当該申告に係る確認対象取引は移転価格調査の対象とはならない。